

新型コロナウイルス感染症対策要綱

2020年4月16日

新型コロナウイルス感染症対策本部

公益財団法人 J K A

公益社団法人全国競輪施行者協議会

一般社団法人日本競輪選手会

競輪関係団体で組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）は、競輪業界での新型コロナウイルス感染症を予防するために、政府等の発表内容を踏まえ、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策要綱を定める。

1. 新型コロナウイルス感染症について

政府が発表している新型コロナウイルス感染症の特徴は、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことであり、感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）としている。

そうした特徴を踏まえて、政府は次の症状（以下「新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状」という。）がある方については、「帰国者・接触者相談センター」（以下「センター」という。）に相談するよう呼び掛けている。

- ①風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

* 高齢者や基礎疾患等のある方は、①②の状態が2日程度続く場合

2. 選手、執務員及びその他開催関係者等への新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起の徹底について

選手、執務員及びその他開催関係者（以下「業界関係者」という。）は新型コロナウイルス感染症の感染予防（本人が感染しないことに加え、自覚症状が無く感染しているケースを想定した行動をとること）に努め、業界関係者の家族及び職場の同僚だけでなく、関係する外部業者を含めた周囲の者に対しても注意喚起を図り、競輪事業を円滑に実施できるように協力すること。

また、業界関係者の所属団体は以下に記載する事項について、傘下の業界関係者に周知を徹底すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を得るための情報収集に努め、注意喚起を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合は、速やかにセンターに相談するとともに、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告するよう注意喚起を行う。

- (3) 同居する親族に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状があり、当該者がセンターに相談したことを知った場合は、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告するよう注意喚起を行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）として保健所から自宅待機等を要請された場合は、その旨を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告するよう注意喚起を行う。
- (5) 記者に対しては、取材にあたっては J K A 及び全輪協広報担当から記者クラブを通じて、また取材中においては J K A 競技実施チーム担当者から新型コロナウイルス感染症防止に関する注意喚起を行う。
- (6) 外部業者に対しては、その業者と契約をしている団体から新型コロナウイルス感染症防止に関する注意喚起を行う。

3. 非開催時

(1) 選手

新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合には、速やかにセンターへ相談を行い、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を選手会を通じ対策本部に報告する。

また、同居する親族に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状があり、当該者がセンターに相談したことを知った場合は、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を選手会を通じて対策本部に報告する。

さらに、濃厚接触者として保健所から自宅待機等を要請された場合は、その旨を選手会を通じて対策本部に報告する。

(2) 執務員、その他開催関係者等

新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合には、速やかにセンターへ相談を行い、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を所属団体（部署）を通じ対策本部に報告する。

また、同居する親族に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状があり、当該者がセンターに相談したことを知った場合は、センターからの指示内容及び PCR 検査を実施した場合はその結果を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告する。

さらに、濃厚接触者として保健所から自宅待機等を要請された場合は、その旨を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告する。

4. 開催時

- (1) 施行者は、トイレ、検車場、選手控室、宿舎玄関等に消毒液を用意する。
- (2) 責任者（各競輪場で協議のうえ決定する。なお、責任者一覧を別途作成する。）は、開催中に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある者が生じた場合の対応（動線の策定、隔離場所の確保、対応者の確認等）を予め確認しておく。

4-1. 前日検査

(1) 選手

- ①自宅を出発する前に検温を行い、身体に異常を感じた時は、無理に参加せず参加予定競輪場の担当者とその旨を連絡する。
- ②全選手に対して検温を実施するとともに、問診を強化する（倦怠感、熱感、咳、咽頭痛の症状及び家族の健康状態の確認）。

(2) 執務員、その他開催関係者等

- ①出勤前に自宅で検温を行い、身体に異常を感じた時は、無理に出勤せず各部門の責任者にその旨連絡する。
- ②業務開始前に、各執務員等の健康状態に問題ないか、各部門の責任者が確認把握を行う。
- ③選手と接する執務員、従事員等はマスク着用を徹底する。
- ④執務中に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、各部門の責任者に速やかに申告し、その指示を仰ぐ。
- ⑤記者、カメラマン等に対し、選手への取材時におけるマスク着用を依頼する。記者席に消毒液、体温計を常備し、感染防止に協力を要請する。

4-2. 開催中

(1) 選手

- ①選手は就寝前、起床後に検温を行い、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、異常があるときは、速やかにJKA担当者に申し出、指示を仰ぐ。
- ②身体確認時以外においても、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、速やかにJKA担当者に申し出、指示を仰ぐ。
- ③医師のいない時間において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、速やかにJKA担当者に申し出、指示を仰ぐ。

(2) 執務員、その他開催関係者等

- ①出勤前に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、無理に出勤せず各部門の責任者にその旨連絡する。
- ②業務開始前に、各執務員等の健康状態に問題ないか、各部門の責任者が確認把握を行う。
- ③選手と接する執務員、従事員等はマスク着用を徹底する。
- ④執務中に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、速やかに申告し、各部門の責任者の指示を仰ぐ。
- ⑤記者、カメラマン等に対し、選手への取材時におけるマスク着用を依頼する。記者席に消毒液、体温計を常備し、感染防止に協力を要請する。

(3) 来場者

- ①必要に応じて関係職員や従事員がマスクを着用して対応する旨を告知する。
- ②マスク着用、うがい、手洗いを励行する旨を貼紙および定期的な放送等で知らせる。
- ③救護室の場所を掲示するとともに、身体に異常を感じた時は、速やかに救護室に行くよう告知する。

5. 場外発売時

- (1) 執務員、その他開催関係者等
 - 4-2.(2)と同様に取り扱う。
- (2) 来場者
 - 4-2.(3)と同様に取り扱う。

6. 感染者発生時の対応

選手、執務員、その他開催関係者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所から自宅待機等を要請された場合には、対策本部はその情報を競輪関係団体に共有する。

7. 開催の可否について

当該競輪場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえたうえで、開催執務委員長が判断する。

なお、それ以外の指標として以下の事例が考えられる。

(1) 関係者の感染状況

『選手』『選手と接触が多いと考えられる関係者（選手管理、検車、記者、業者等）』『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者（審判、番組編成、従事員、警備員等）』『来場者』のそれぞれについて、以下の事例が発生した場合、必要に応じて開催執務委員長、競技委員長をはじめとする関係者で協議し、状況を勘案し開催の可否を決定する。

- ①新型コロナウイルス感染症感染者の発生により、競輪の公正・円滑な開催にはなはだしい支障をきたすことが予見された場合
- ②相次ぐ新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある者の発生により、競輪の公正・円滑な開催にはなはだしい支障をきたすことが予見された場合

(2) 競輪場周辺の感染状況

以下の事例が発生した場合、開催執務委員長、競技委員長をはじめとする関係者で協議し、状況を勘案し開催の可否を決定する。

- ①当該競輪場のある市町村等で感染者が確認され、競輪の公正・円滑な開催にはなはだしい支障をきたすことが予見された場合
- ②当該競輪場のある自治体から、開催自粛の要請があった場合

8. 開催中止決定時

- (1) 対策本部への報告
 - 責任者は、開催中止が決定された時点で、速やかに連絡網に基づき対策本部に報告する。
- (2) 選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を感じた時には、速やかにセンターへ相談を行うよう告知する。

(3) 来場者、関係機関およびマスコミ等への通知

通常の開催中止時と同様の対応をとる。

9. その他

本要綱の運用期間については当面の間とする。ただし、政府等の発表内容によって、必要に応じて内容を変更する。